科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年5月15日現在

研究種目:特定領域研究 研究期間:2004~2009 課題番号:16090103

研究課題名(和文)

わが国の国際取引関係法データ化のための総括的研究

研究課題名(英文)

Comprehensive Research to Create Data of International Commercial Law in Japan 研究代表者

河野 俊行(KONO TOSHIYUKI) 九州大学・大学院法学研究院・教授 研究者番号:80186626

研究成果の概要(和文):

日本法に関する情報は対外的に十分な形では発信されておらず、外から見た場合に日本はブラックボックス化しており、このことが日本のいわばカントリーリスクとなっている、という基本認識に基づき、本領域はスタートした。過去20年足らずのうちに国際取引関係法は充実度を高めたが、海外における日本法の情報が乏しい状況は変わらなかった。近時成立した国際取引に関係する諸法について、背景を形成してきた判例法、学説まで見渡す情報が対外的に発信されなければならず、しかもそれは法律条文だけではなく、法律の注釈、関連する判例の紹介等まで含むものでなければならない。そのため、検索機能も併せ持った独自のウエブサイトを立ち上げて日本法を体系的に発信するとともに、その作業を通じて「外から日本法を見る」という比較法の視点を獲得し、それにもとづく学術的成果を公表した。

研究成果の概要 (英文):

1990 s was a decade where Japan started to experience troubled economy. This decade is thus described as "lost 10 years". To cope with unexpected situations under the troubled economy, important laws were amended or newly introduced. A fundamental question however was how to share the information on these laws with users outside of Japan. We decided to launch a research project to provide global users with sufficient information on Japanese law. To create a website was taken as a useful tool, focusing on the fields of law related to international commerce. The project website contains "Overview", "Legislation and Regulations" and "Court Cases", which contains 1,001 important judgments in English. Also the project website provides with explanations on fundamental issues in each field. In addition to the creation and management of the website, this research group has organized several symposia on cross-cutting issues of comparative law, identifying specificities of Japanese law.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2004 年度	5,000,000	0	5,000,000
2005 年度	38,300,000	0	38,300,000
2006 年度	31,900,000	0	31,900,000
2007 年度	31,900,000	0	31,900,000
2008 年度	36,100,000	0	36,100,000
2009 年度	20,700,000	0	20,700,000
総計	163,900,000	0	163,900,000

研究分野:法学

科研費の分科・細目:国際法学

キーワード:国際取引、日本法、ブラックボックス、対外的発信、英文データ、日本判例、法

分野横断的シンポジウム

1.研究開始当初の背景

日本法に関する情報は対外的に十分な形で は発信されておらず、外から見た場合に日本 はブラックボックス化しており、このことが 日本のいわばカントリーリスクとなってい る、という基本認識に基づき、本領域はスタ ートした。従来、日本法に関する体系的な発 信としては、1974年に開始された Zentaro Kitagawa (ed.) Doing Business in Japan (Matthew Bender) があったが、これは憲法 をも含む広い法領域をカバーする長大な加 除式の高価な書物で入手できる人が限られ ていたし、判例法の詳細な情報は含まれてい なかった。また一般に、インターネット時代 に即したメディアを用いた発信手法は確立 されてこなかった。かかる状況下にあって、 我々メンバーは、インフラのあり方も含めた 日本法発信の新たな形を検討する必要を感 じていた。

2.研究の目的

1990年代から10年余のうちに、会社法、 倒産関係法、民事訴訟法、仲裁法、証券取引

法といった国際取引に関係する重要な法律 が大幅改正されるにいたった。また2006 年には、法適用に関する通則法が成立し、国 際取引の基礎法ともいうべき国際私法も一 新され、さらには国際裁判管轄権に関する立 法作業も実質的には完了し、この20年足ら ずのうちに国際取引関係法は充実度を高め た。しかし海外における日本法の情報が乏し い状況は変わらなかった。わが国の最重要政 策の一つである海外からの投資を促進する ためには法的リスクの計算を可能とする情 報が必要であるから、そのためには近時成立 した国際取引に関係する諸法のみならず、そ の背景を形成してきた判例法、学説を見渡す 情報が対外的に発信されなければならない。 それは、法律条文だけではなく、法律の注釈、 関連する判例の紹介等まで含むものでなけ ればならない。このような法の有機的な形を 明らかにして始めて、国際取引に必要な法の 全体と細部がわかるようになる。しかしこの ような体系的な発信の取組はこれまでなさ れてこなかった。さらにこのような必要性に

応じるためには、ひとつの法分野のみを個別的に取り上げたのでは不十分であり、国際取引関係法諸分野を横断的に視野に入れて行動を起こさなければならず、それには複数の研究項目について同時に計画研究をたてて遂行できる特定領域を設定することが必要となる。本研究はこの領域全体を統括して運営することを主たる目的とする。

3.研究の方法

(1)検索機能も併せ持った独自のウエブサイトから日本法を体系的に発信すること、そのためのインフラ整備の基礎条件を明らかにし、それを試行すること。

(2)これらを通じて「外から日本法を見る」という比較法の視点を獲得し、それにもとづく学術的成果を公表すること、適切な場合には立法論を策定し提言すること。

4.研究成果

(1)発信状況については、国際私法・国際法 をも加えた8分野のサイトから構成される 本領域のウエブサイトを作成した(http://w ww.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/)。分野ご との特性と各研究計画の判断を尊重しつつ、 最終的には1001の日本判例を選択し、英 訳をアップロードした。また各分野の解説を 書き下ろし、論文を各分野のページにアップ している。解説は判例とハイパーリンクさせ、 利用者の便宜を図っている。このサイトのア クセスは徐々に増え、現在では "Japanese I aw"でグーグル検索すると、外部リンクとし てはほぼ最上位でヒットするようになった。 また、法務省が所管する日本の法令外国語訳 プロジェクトと連携関係にあり、同プロジェ クトのサイト (http://www.japaneselawtran slation.go.jp/)に、International Busine ss Law in Japan(Case Law and the Outlin es of 8 important fields) としてリンク

されている。またニューサウスウエールズ大学とシドニー工科大学が共同主催するアジア法情報発信ウエブサイト(http://www.asianlii.org/)にもリンクされている。インフラ整備の基礎条件については、自前のサーバーを設置し、翻訳の質保証・体制、サーバー機能、データ作成時の基本フォーマット作成から IT 技術者と協議を重ねながら英文データ検索を試行し、データを提供できるようにするための基盤作りを行った。

(2)「外から」見る日本法という観点からの 比較法分析のためにシンポジウムを東京で 3回、ハンブルグで1回企画開催してその成 果を公表してきた。また International Law Association 日本支部の Japanese Yearbook of International Law 2010年号に本領域の 6年間を総括した特集が組まれた。その成果 は下記に掲げる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[論文](計7件)

<u>河野俊行</u>ほか「日本法の基層:分野横断的 考察と分析」ジュリスト1394 号査読無(2010 年)6-42 頁。

<u>河野俊行</u>ほか「ここがヘンだよ、日本法」 NBL900 号査読無(2008年)78-103頁。

河野俊行「外から日本法はどうみえているか 特定領域研究「日本法の透明化」第1回シンポジウムの概要(特集 法令外国語訳整備の推進)」ジュリスト1312号(2006年)30-36頁 査読無

河野俊行「グローバルユーザーのための日本法総合ポータルー日本法情報の海外発信の必要性と有用性」ジュリスト1284号査読無(2005年)37-41頁。

Juergen Basedow/Harald Baum/Yuko Nish itani (eds.), Japanese and European P

rivate International Law in Comparative Perspective (Mohr Siebeck)(2008)pp.43 4. 杏読無

Toshiyuki Kono, "Transparency of Japanese Laws" Project The "Transparency" Project, Its Achievements, and Some Cross-Cutting Issues, in: The International Law Association Of Japan, Japanese Yearbook Of International Law, vol.53/2010, Japan Times, Ltd., Tokyo, 2011, pp. 306-319 査読有。

Yuko Nishitani, Internatioanles Priva t- und Zivilprozessrecht, in H. Baum and M. Baelz (eds.) Handbuch Japanisc hes Handels- und Wirtschaftsrecht", Carl Heymanns Verlag, Köln, 2011, pp. 1211-1285. (西谷祐子: 2004年度より2007年度まで総括班メンバー、2008年度より在外研究のため研究協力者となる)査読無

[学会発表](計1件)

Toshiyuki Kono, "TOMETKA (Transparency)
Project and its Experience", the first
Symposium of the Asian Legal Information
Institute (www.asianlii.org) (2009年2月
22日 University of New South Wales, シドニー)

〔その他〕

領域全体のウエブサイト

http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/

6.研究組織

(1)研究代表者

河野 俊行(KONO TOSHIYUKI) 九州大学・大学院法学研究院・教授 研究者番号:80186626

(2)研究分担者

早川 吉尚 (HAYAKAWA YOSHIHISA) 立教大学・法学部・教授 研究者番号:90287912

大杉 謙一(OSUGI KENICHI) 中央大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号:80233112 早川 眞一郎 (HAYAKAWA SHINICHIRO) 東京大学・大学院総合文化研究科・教授 研究者番号: 40114615 佐野 寛(SANO HIROSHI) 岡山大学・法学部・教授 研究者番号: 40135281 野村 美明(NOMURA YOSHIAKI) 大阪大学・国際公共政策研究科・教授 研究者番号:20144420 久保田 隆(KUBOTA TAKASHI) 早稲田大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号:50311709 小島 立(KOJIMA RYU) 九州大学・大学院法学研究院・准教授 研究者番号:00323626 松下 淳一(MATSUSHITA JYUNICHI) 東京大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:70190452 神前 禎(KANZAKI TADASHI) 学習院大学・法務研究科・教授 研究者番号:20204795 中野 俊一郎(NAKANO SHUNICHIRO) 神戸大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:30180326 多田 望(TADA NOZOMI) 熊本大学・大学院法曹養成研究科・教授 研究者番号: 40274683 西谷 祐子 (YUKO NISHITANI) 東北大学・大学院法学研究科・准教授 (2007年度迄、2008年度よりケルン大学特 別研究員の為研究協力者となる) 研究者番号:30301047

(3)連携研究者

()

研究者番号: